

## 津山市スポーツ少年団指導者表彰規程

第1条 津山市スポーツ少年団は、永年にわたってスポーツ少年団の発展に寄与し、特にその功績が顕著な指導者を表彰するために必要な事項を定める。

第2条 指導者表彰は、本部役員会において決定する。

第3条 指導者表彰の選定基準は次のとおりとする。

当該年度の登録指導者で、多年にわたり団の育成指導やその発展に貢献し功績のあった者。

※多年にわたりとは・・・日本スポーツ少年団の認定指導者（有資格指導者）として継続8年以上登録していること。

第4条 表彰は、表彰状により行なう。ただし、記念品を付与することができる。

第5条 指導者表彰推薦書の提出は、指定の期日までとする。

第6条 その他必要事項は、本部役員会において決定する。

附則

この規程は、平成30年4月5日から施行する。